

店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する 商標審査基準の改訂について（案）

令和元年11月

1. 検討の経緯

(1) 店舗の外観・内装の商標制度による保護の必要性

店舗の外観・内装については、近年、企業が特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えており、その外観・内装が、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を獲得し、商標制度により保護すべき場合がある。

(2) 現行の立体商標制度及びその審査運用の課題

店舗の外観・内装は、立体商標として保護の対象となり得るが、立体商標は、新しいタイプの商標と異なり、願書に「商標の詳細な説明」を記載すること¹や、願書の商標記載欄（以下「商標記載欄」という。）において標章とその他の部分を描き分けること²が認められていない。

また、商標記載欄に記載された立体商標の端が切れている場合（店舗の内装を一方向から描いた構成からなる場合等）は、立体商標としての構成及び態様を具体的に特定し得ない等の理由から、立体商標としての登録が認められない³。

(3) 第5回商標制度小委員会

第5回商標制度小委員会では、上記のような店舗の外観・内装の保護の必要性と課題等を踏まえ、下記の点が承認された。

ア. 省令改正事項

- ① 立体商標につき、必要に応じて「商標の詳細な説明」を記載できることとする。
- ② 立体商標につき、商標記載欄に商標を構成する部分と商標を構成しない部分とを描き分けること（標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等。以下「実線・破線等の描き分け」という。）を認める。

イ. 商標審査基準ワーキンググループで検討すべき事項

¹ 商標法（以下「法」という。）第5条第4項、商標法施行規則（以下「規則」という。）第4条の8第1項、同条第2項。商標の記載の意義の解釈において考慮される（法第27条第3項）。

² 位置を特定した色彩のみからなる商標（規則第4条の4第2号）、位置商標（規則第4条の6）

³ 商標審査便覧 41.100.02（平成28.4改訂）法第3条第1項柱書の要件を満たさない。

- ① 上記省令改正事項を踏まえた審査運用を検討する。
- ② 商標記載欄に記載された商標の端が切れている場合について、立体商標における審査運用を検討する（位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標の審査運用については慎重に検討すべき。）。

2. 審議事項

上記1. を踏まえ、現行の商標審査基準⁴（以下「現行審査基準」という。）において十分に記載のない店舗の外観・内装に係る記載を中心として、以下の各点につき改訂を行ってはどうか。

（1）商標の認定について（法第3条第1項柱書）

ア. 改訂（案）の方向性

現行の審査運用では、商標記載欄に記載された立体商標の構成及び態様が具体的に特定できないものについては、法第3条第1項柱書に規定する商標登録を受けることができる「商標」と認定することができないことから、同条同項柱書の要件を満たさないものとされている。

今回の省令改正により、立体商標に「商標の詳細な説明」を記載すること、及び実線・破線等の描き分けが認められるところ、このような改正内容を踏まえた商標の認定の考え方について、現行審査基準の立体商標の項⁵を整理（論点ごとに「認められない例」と「認められる例」を整理）し、以下のとおり、記載を追加してはどうか。

また、事例として、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を以下のとおり追加してはどうか。

なお、外観・内装が保護の対象となり得るのは、「店舗」に限定されるものでなく、事務所、事業所、施設についてもその対象となり得るところ、以下、店舗に限定する趣旨でない箇所については、「店舗等」と表記した。

⁴ 商標審査基準〔改訂第14版〕平成31年1月30日適用

⁵ 現行審査基準第1.二6.

改訂案（下線部） 現行審査基準 第12

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

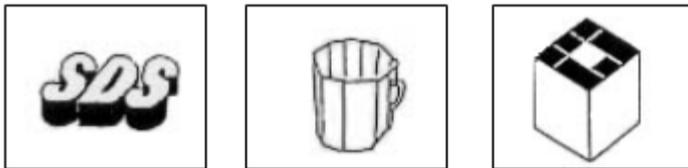
(1) 立体的形状（複数の立体的形状からなるものを含む。以下同じ。）を表す場合

(7) 立体商標と認められない例



（解説）立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

(4) 立体商標と認められる例



（解説）立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されており、立体的形状又は立体的形状と文字、図形、記号又は色彩が結合しているものと認識される。

(2) 立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認められない場合

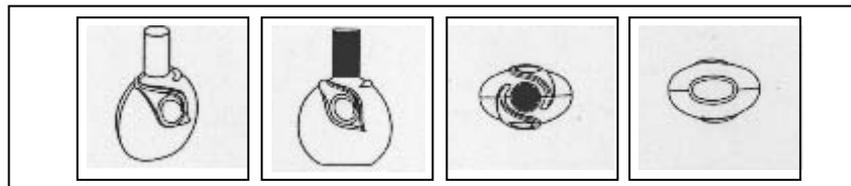
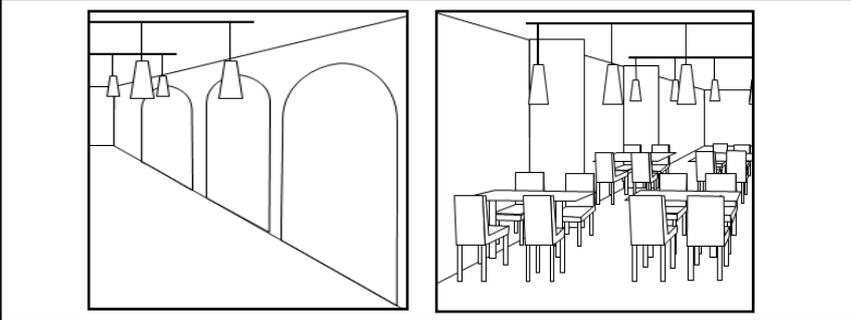
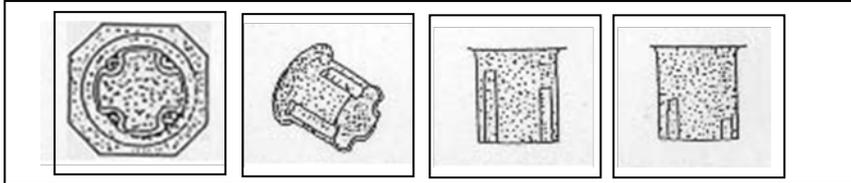


（解説）文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえ、立体商標として認識することができない。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第1－

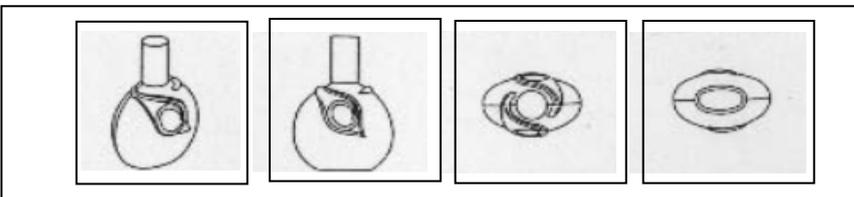
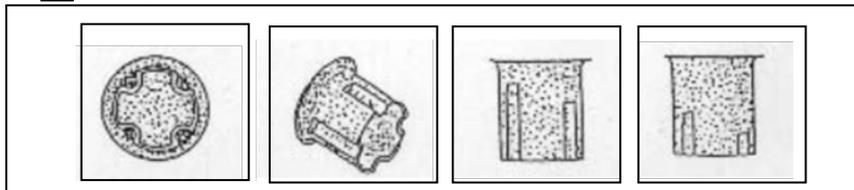
(3) 願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合

(ア) 立体商標と認められない例



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状や色彩が合致しておらず、一つの立体的形状立体商標として特定されていない。

(イ) 立体商標と認められる例



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状が合致しており、一つの立体商標として特定されている。

(4) ～(6) (略)

(7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合

(略)

イ. 改訂(案)の考え方

① 実線・破線等の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載

商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合、商標記載欄の記載のみでは、描き分けられた線等の意味が明らかでなく、商標の構成及び態様を明確に特定することができない。

そこで、実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線等につきその内容を「商標の詳細な説明」に記載することとし、「商標の詳細な説明」の記載がない場合、又は商標記載欄の記載及び「商標の詳細な説明」の記載から立体商標の構成及び態様を特定できない場合には、法第3条第1項柱書の要件を満たさないこととしてはどうか。

【立体商標と認められない例】

改訂案(下線部) 現行審査基準 第1二6.

(4) 標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等(以下「実線・破線等の描き分け」という。)により記載されている場合

(7) 立体商標と認められない例

(例)

① 実線・破線等の描き分けがあるが、商標の詳細な説明の記載がない場合

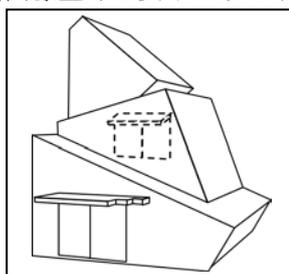
② 実線・破線等の描き分けがあり、商標の詳細な説明の記載があるが、商標を構成しない部分(破線等)の説明がない場合

【立体商標と認められる事例】

事例(案) 現行審査基準 第1二6.(4)

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

(解説) 願書に記載した商標に、実線・破線等の描き分けがあり、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、立体商標としての構成及び態様が特定されている。

② 商標記載欄に記載された立体商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する部分）の端が切れている場合

現行の審査運用では、商標記載欄に記載された立体商標の端が、商標記載欄の枠により切れている場合、法第3条第1項柱書の要件を満たさないこととされている。その理由は、例えばその立体商標が部屋の内部を表示した場合のように、その立体的形状の内側を一方向から描いた構成からなるときは、その立体的形状の輪郭が明確に示されていないことから、立体商標としての構成及び態様を具体的に特定し得ないものであり、またそのような構成からなる立体商標が、商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられるものとは認められないことが挙げられている⁶。

しかし、近年、内装についても、企業が特徴的な工夫を凝らし、その形状が識別力を獲得する場合があるところ（上記1.（1））、立体的形状の内部を描いた構成からなるときであっても、商標記載欄に記載されている構成及び態様の限りで出所識別標識として認識される場合があるのではないか。

また、内装のように立体的形状の内部の構成からなる立体商標を表示しようとする、天井、壁、床等の立体的形状の端が切れることがやむを得ない場合があり、これを許容する必要があるのではないか。

以上より、立体商標の端が、商標記載欄の枠により切れている場合については、以下のように整理してはどうか。

立体商標について、それを構成する立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合には、立体商標としての構成及び態様が具体的に特定されておらず、法第3条第1項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

ただし、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、商標記載欄の枠により立体商標の端が切れることがやむを得ない場合は、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。この場合には、商標の詳細な説明を記載することとし、同記載において、商標記載欄に記載した商標が、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにするものとする。なお、複数の図又は写真による立体的形状の内部の構成の表示

⁶ 商標審査便覧 41.100.02（平成28.4改訂）

については、各図の示す立体的形状が合致しない場合、法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする（後述2.（1）イ③）。

【立体商標と認められない事例】

立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合

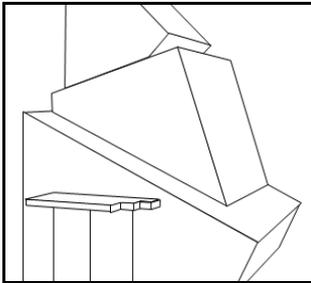
（店舗の外観に係る立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている例）

事例（案） 現行審査基準 第126.

(5) 立体商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する部分）の端が商標記載欄の枠により切れている場合

(ア) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観の一部を表したものである。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】飲食物の提供

（解説）願書に記載した商標は、立体商標の全体を表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していないため、立体商標としての構成及び態様が具体的に特定されていない。

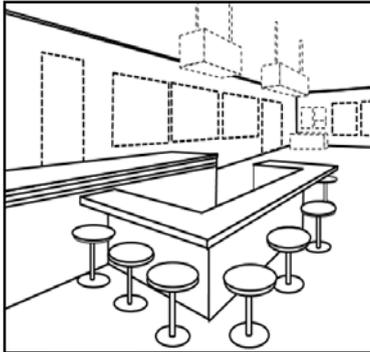
【立体商標と認められる事例】

商標記載欄の枠により立体商標の端が切れることがやむを得ない場合
(店舗の内装に係る立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている例)

事例(案) 現行審査基準 第1二6.(5)

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。

商標は、コの字型のカウンター、椅子及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

(解説) 内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、当該立体商標の端が商標記載欄の枠により切れることがやむを得ない場合は、商標の詳細な説明の記載により立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにした場合に限り、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。

③ 商標が複数の図又は写真により記載されている場合

立体商標について商標記載欄に複数の図又は写真の記載がある場合、現行審査基準では、各図の示す標章が合致しない場合、法第3条第1項柱書の要件を満たさないこととされているところ⁷、店舗等の外観・内装に係る立体商標についても、現行審査基準の考え方と同様に整理してはどうか。

⁷ 現行審査基準第1.二6.(1)(ウ)

【立体商標と認められない事例】

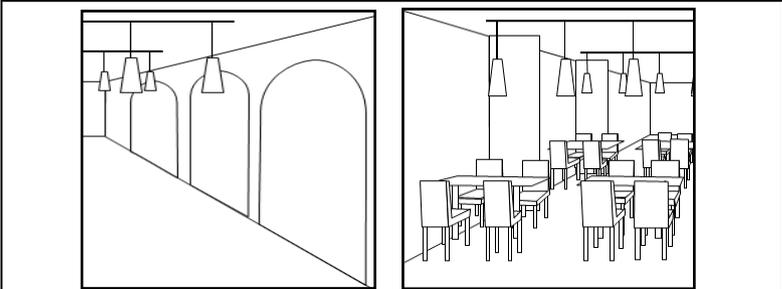
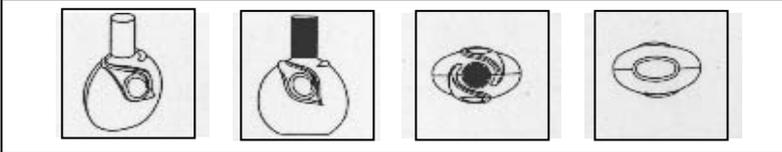
店舗の内装に係る立体商標であり、各図の示す立体的形状が合致しない例

事例(案) 現行審査基準 第1二(再掲)

(3) 願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合

(ア) 立体商標と認められない例

(略)

(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状や色彩が合致しておらず、一つの立体的形状立体商標として特定されていない。

④ 外観・内装の双方を含む構成からなる立体商標

店舗等の外観を表示した図又は写真に、内装が含まれる場合について、商標記載欄の記載から、一つの立体商標を構成するものと認められる場合には、法第3条第1項柱書の要件を満たすこととしてはどうか。

【立体商標と認められない事例】

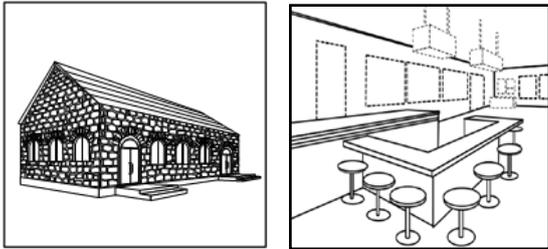
店舗の外観に係る立体的形状と内装に係る立体的形状を、別の図で記載した例

事例(案) 現行審査基準 第1一6.

(6) 外観・内装双方を含む構成からなる立体商標の場合

(ア) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】(略)

(解説) 立体商標について、外観・内装それぞれを別の図で記載した場合には、一つの立体商標として特定されていないと判断する。

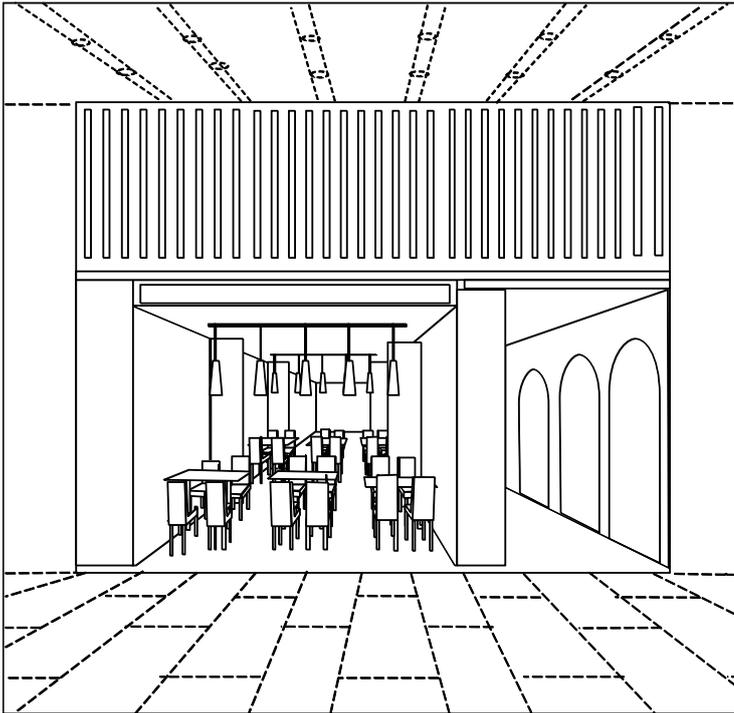
【立体商標と認められる事例】

店舗の外観を表示した図に、内装が含まれており、商標記載欄の記載から、一つの立体商標を構成するものと認められる例

事例(案) 現行審査基準 第1-6.(6)

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、縦線模様の装飾を含む店舗の外観、並びにテーブルと椅子、ペンダント照明及びアーチ状の壁面装飾を含む内装を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗を設置する建物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

(解説) 店舗の外観を表示した図に、内装が含まれており、一つの立体商標として特定されていると判断する。

⑤ 複数の立体的形状からなる立体商標

今般の審査運用の見直しを踏まえ、例えば、内装に係る立体商標については、複数の立体的形状から構成される場合があり、このような場合も、結合商標の一つとして、商標登録を受けることができる「商標」に該当し得る（法第3条第1項柱書）。

内装以外の立体商標についても、内装の場合と別異に解する理由はないことから、同様の整理とし、商標審査基準の立体商標の例示部分に、以下のとおり、立体的形状に「複数の立体的形状からなるものを含む。以下同じ。」との文言を追加してはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第1－

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 立体的形状（複数の立体的形状からなるものを含む。以下同じ。）を表す場合
(略)

なお、従来、複数の立体的形状からなる立体商標について、法第6条第1項（一商標一出願）に反するものと判断された例もあるが、今般、内装等につき立体商標の出願方法を見直すことを踏まえ、今後は、立体商標が複数の立体的形状から構成されることのみをもって、同条同項に反するものとは判断しないとしてはどうか。この点については、商標審査便覧への追加を検討してはどうか。

(2) 「商標の詳細な説明」の記載による商標の特定（法第5条第5項）

ア. 改訂（案）の方向性

「商標の詳細な説明」は商標を特定するものでなければならない（法第5条第5項）。

特定の考え方について、現行審査基準では、新しいタイプの商標について記載があるところ⁸、立体商標についてもこれと基本的に同様の整理とし、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加してはどうか。

イ. 改訂（案）の考え方

① 商標記載欄と「商標の詳細な説明」との不一致の場合

商標記載欄に記載した商標と「商標の詳細な説明」に記載されている標章が一致しない場合（商標記載欄の商標に記載されていない標章が、「商標の詳細な説明」に記載されている場合を含む。）は、法第5条第5項の要件を満たさないものとしてはどうか。

【特定するものと認められない例】

改訂案（下線部） 現行審査基準 第4.4.

(1) 立体商標について

(ア) (略)

(イ) 立体商標を特定するものと認められない例

① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。)

② 実線・破線等の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載の内容

商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線等につきその内容を記載することとし、当該記載から商標の内容を特定するものと認められない場合には、法第5条第5項の要件を満たさないものとしてはどうか。なお、この場合には、法第3条第1項柱書の要件も満たさないことになる（上記2.（1）イ①）。

【特定するものと認められない例】

改訂案（下線部） 現行審査基準 第4.4. (1)

(イ) 立体商標を特定するものと認められない例

② 願書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標である場合に、商標の詳細な説明に当該その他の部分の記載がされていない場合。

⁸ 現行審査基準第4.4.

【特定するものと認められる事例】 実線・破線等の描き分けがあり、「商標の詳細な説明」において描き分けられた線等につきその内容を記載している例

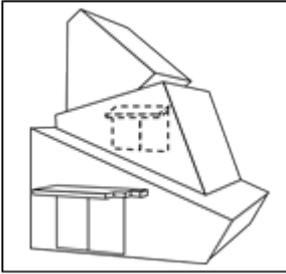
事例 (案) 現行審査基準 第4 4. (1) 立体商標について

(ア) 立体商標を特定するものと認められる例

立体商標を構成する標章についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

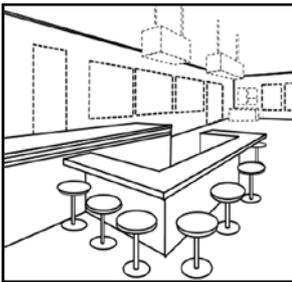
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、店舗の内装からなる立体的形状の内部の構成を表示したものである。

商標は、コの字型のカウンター、椅子及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

(3) 「必要な書面」(法第5条第1項)

現行の立体商標制度においては、法第5条第1項の「必要な書面」の一つとして、特許庁長官が、願書に記載された立体商標が明確でない場合には、必要な説明書の提出を求めることができるとされている(規則第4条の3第2項)。

もともと、省令改正により、立体商標においても必要に応じて「商標の詳細な説明」を記載できることを踏まえ、規則第4条の3第2項は削除される予定であるところ、現行審査基準についても該当箇所の削除等を行うこととしてはどうか。

改訂案(下線部) 現行審査基準 第4

1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(ア) 略

(イ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄(以下「商標記載欄」という。)の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面

(ウ) 略

~~(エ) 願書に記載した立体商標を説明した書面~~

なお、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明(以下「商標の詳細な説明」という。)に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

(4) 識別力について(法第3条第1項各号、同条第2項)

ア. 法第3条第1項第3号

商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないか否かの判断方法については、商標審査便覧⁹に記載があるが、その性質に照らし、商標審査基準になじむものと考えられることから、現行審査基準に追記してはどうか。

⁹ 商標審査便覧 41.103.04 (平成 28.4 新設)

改訂案（下線部） 現行審査基準 第1五4.

4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

(1) 商標が、指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、その商品の「形状」又はその役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。

また、商標が指定商品(指定商品の包装を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物そのものの形状の一部と認識される場合についても同様に扱う。

なお、商標が、商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないかを審査するに当たっては、次のとおり判断する。

(ア) 立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

(イ) 立体的形状が、通常の形状より変更され又は装飾が施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

現行審査基準では、建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断されている¹⁰。

現行審査基準に「内装」の形状が含まれるのか明らかでないが、商標の形状が内装の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、上記の現行審査基準と同様に判断すべきと考えられるところ、現行審査基準に、「内装」の形状を追加してはどうか。

なお、現行審査基準第1五4.(2)の「(注)」について、一部表現の修正を行ってはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第1五4.

4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

(1) (略)

(2) 建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状(内装の形状を含む。)そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。

(注) 「使用」の定義の解釈規定である第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の商標審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

¹⁰ 現行審査基準第1.五4.(2)

イ. 法第3条第1項第6号

現行審査基準では、店舗又は事務所の形状からなる立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないと認識される場合は、本号に該当すると判断されている¹¹。

外観・内装が保護の対象となり得るのは、「店舗又は事務所」に限定されるものでないことから、「店舗、事務所、事業所、施設（以下「店舗等」という。）」の表現としてはどうか。

また、現行審査基準に「内装」の形状が含まれるのか明らかでないが、商標の形状が指定商品又は指定役務を取り扱う内装の形状にすぎないと認識される場合は、上記の現行審査基準と同様に判断すべきと考えられるところ、現行審査基準に、「内装」の形状を追加してはどうか。

この場合、店舗等の外観・内装が法第3条第1項第3号に該当する場合も否定できないことから、同号に該当するものを除く旨、追記してはどうか。

加えて、店舗等の形状にすぎないと認識されるか否かの判断方法については、商標審査便覧¹²に記載があるところ、上記2.(4)ア同様の理由から、当該記載を現行審査基準に追記してはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第18

8. 店舗、事務所、事業所及び施設（以下「店舗等」という。）の形状からなる商標について

立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）にすぎないと認識される場合（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、本号に該当すると判断する。

なお、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状にすぎないと認識されるかを判断するに当たっては、この基準第1の五（第3条第1項第3号）4. (1)(ア)及び(イ)を準用する。

¹¹ 現行審査基準第1.8.8.

¹² 商標審査便覧 41.103.04（平成28.4新設）

ウ. 法第3条第2項

立体商標における出願商標と使用商標の「同一性」の考え方については、現行審査基準に記載がある¹³。

「同一性」の考え方について、店舗等の外観・内装に係る立体商標について、他の立体商標と異なる判断を行うべき理由はないところ、基本的には、これまでと同様に考えることとするが、明確性の観点から、新たに「立体商標について」項目を設け、記載を整理（現行審査基準第2「1.」の立体商標固有の記載を削除し、「3.」に立体商標に係る記載を追加）してはどうか。

この場合において、現行審査基準の記載では、商標記載欄の実線・破線等の描き分けがある場合の「同一性」の考え方が明らかでないところ、この点を追加してはどうか。

具体的には、商標記載欄において、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く場合、「その他の部分」（破線）は、立体商標との関係では、商標を構成しない部分を示すにとどまる¹⁴。

したがって、実線・破線等の描き分けがある場合の「同一性」の判断において、「その他の部分」を考慮しないことが明らかとなるよう、「(注)」として追記してはどうか。

改訂案 現行審査基準 第2

1. 商標の「使用」について

(1) 商標について

出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。

ただし、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは出願商標を使用しているものと認める。

(例1) 同一性が認められる場合

①・② (略)

③ ~~出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、その他の部分にわずかな違いが見られるに過ぎない場合~~

(例2) 同一性が認められない場合

①～④ (略)

⑤ ~~出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合~~

¹³ 現行審査基準第2.1.

¹⁴ これに対し、位置商標や位置を特定した色彩のみからなる商標との関係では、「その他の部分」は標章を付する位置を特定する機能を有する。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第2

3. 立体商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例)

① 出願商標が立体的形状のみであり、使用商標として同一の立体的形状に文字が付された写真が提出されたが、当該立体的形状部分が、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

② 出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、特徴的部分以外の部分にわずかな違いが見られるにすぎない場合。

(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違）。

(例)

① 出願商標と使用商標の立体的形状に大きな違いが見られる場合。

② 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合。

(注) 標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた出願商標と使用商標との同一性の判断においては、出願商標に係る「その他の部分」は考慮しない。

(5) 不登録事由について**ア. 類否（法第4条第1項第1号）**

立体商標の類否の判断については、現行審査基準に記載がある¹⁵。

店舗等の外観・内装に係る立体商標の類否の判断について、他の立体商標と異なる手法で判断すべき理由はないところ、基本的には、これまでと同様に考えてよいのではないか。

もともと、現行の記載では、実線・破線等の描き分けがある場合の類否の判断手法が明らかでないところ、この点を追加してはどうか。

具体的には、商標記載欄において、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く場合、「その他の部分」（破線）は、立体商標との関係では、商標を構成しない部分を示すにとどまる。

したがって、立体商標の類否の判断においては、「その他の部分」を考慮することはせず、当該部分を除いて、商標全体として考察することを明記してはどうか。

また、立体商標に実線・破線等の描き分けを認めるところ、既に実線・破線の描き分けが認められている位置商標との類否が問題となることが想定される。現行審査基準では、位置商標と「文字や図形等の標章」との類

¹⁵ 現行審査基準第3.15.

否判断について記載があり¹⁶、この「等」には立体的形状が含まれるところ、明確性の観点から、「等」の前に「立体的形状」の文言を追加してはどうか。同様に、「位置商標と図形商標等との類否」の記載、及び「標章が同一又は類似する図形商標等」の各「等」には立体商標が含まれるところ、明確性の観点から、「等」の前に「立体商標」の文言を追加してはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第3十

5. 立体商標について

- (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。
- (7) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。
- (4) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。
- (ウ) 立体商標と位置商標との類否の判断は、10. を準用する。

- (2) 標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標の類否の判断は、当該その他の部分を除いて、商標全体として考察しなければならない。

6. ～9. (略)

10. 位置商標の類否について

- (1) 位置商標の類否の判断は、文字、図形、立体的形状等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。
- (2) 原則として、位置そのものについて、要部として抽出することはしない。
- (7) 位置商標間の類否について (略)
- (4) 位置商標と図形商標や立体商標等との類否について
- ① (略)
 - ② 位置商標を構成する標章が要部として抽出される場合は、標章が同一又は類似する図形商標や立体商標等とは、原則として、商標全体として類似するものとする。

イ. 商品又は役務の出所の混同（法第4条第1項第15号）

現行審査基準では、建築物の形状が当該出願前から他人の建築物等に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、商品又は役務の出所の混同が生じるものとしている¹⁷。

現行審査基準に「内装」の形状が含まれるのか明らかでないが、内装についても、出願前から他人の内装に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、上記の現行審査基準同様に、商品又は役務の出所の混同を生じ得るところ、現行審査基準の記載に、「内装」を追加してはどうか。また、建築物に該当しない店舗等の外観又は内装の形状についても、建築物の場合と異なる判断を行うべき理由はないところ、上記と同

¹⁶ 現行審査基準第3.十10.

¹⁷ 現行審査基準第3.十三3.

様に取り扱う旨追記してはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第3十三

3. 建築物等の形状を表示する立体商標について

- (1) 建築物の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）が当該出願前から他人の建築物の形状に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。
- (2) 建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の形状（内装の形状を含む。）についても、上記と同様に取り扱う。

(6) 要旨の変更について（法第16条の2）

立体商標における要旨の変更の考え方については、現行審査基準に記載がある¹⁸。

今回の省令改正により、立体商標に「商標の詳細な説明」を記載すること、及び実線・破線等の描き分けが認められるところ、現行審査基準のうち、新しいタイプの商標に係る記載と共通点が多いことから、これに準じて整理（現行審査基準第13「1.（2）」の立体商標固有の記載を削除し、「3.」の新しいタイプの商標の項に立体商標に係る記載を追加）してはどうか。

改訂案（下線部）

現行審査基準 第13

1. 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標を記載する欄への記載（以下「願書に記載した商標」という。）について
 - (ア)・(イ) (略)
 - ~~(ウ) 商標登録出願後、第5条第2項で規定する「立体商標」である旨の記載を追加する補正又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。~~
 ただし、願書に記載した商標から、立体商標以外には認識できない場合において、~~立体商標である旨の記載を追加する補正、又は、願書に記載した商標から、平面商標としてしか認識できない場合において、立体商標である旨の記載を削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。~~
 - (ウ)・(エ) (略)
2. (略)
3. 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について
 - (1) 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載の補正について
 - (ア) 原則
 商標登録出願後、第5条第2項で規定する立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。
 - (イ) 例外
 ただし、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）又は経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）から、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標のいずれか以外には認識できない場合において、その商標である旨の記載を追加する補正又はその商標である旨の記載に変更する補正、及び立体商標については、願書に記載した商標から、平面商標としてしか認識できない場合において、立体商標である旨の記載を削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。

ア. 願書に記載した商標の補正について

立体商標の商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合、描き分けた線種を変更することにより、商標を構成する部分を変更する補正について

¹⁸ 現行審査基準第13.1.（2）

は、現行審査基準に記載のある「商標中の・・・立体的形状を変更、又は削除すること」¹⁹に該当し、要旨の変更にあたるものとしてはどうか。

もつとも、この点については、現行審査基準における「願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。」との記載²⁰に含まれるものと解され、実際、既に実線・破線等の描き分けが導入されている位置商標等においても、特段の記載がないことから、追加の記載は不要ではないか。

<p>改訂案（下線部） 現行審査基準 第13</p> <p>1. 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標を記載する欄への記載(以下「願書に記載した商標」という。)について</p> <p>(ア) 願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。</p> <p>(例)</p> <p>① 商標中の文字、図形、記号又は立体的形状を変更、又は削除すること</p> <p>②③ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)・(エ)</u> (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標</u>について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 願書に記載した商標の補正について</p> <p>(ア) 原則</p> <p>願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。</p> <p>(イ) 例外</p> <p>ただし、音商標において、願書に記載した商標中に、楽曲名、作曲者名等の音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がされている場合、これらを削除</p>

イ. 「商標の詳細な説明」の記載の補正について

立体商標における「商標の詳細な説明」の記載の補正については、動き商標やホログラム商標の例²¹と同様に、願書に記載した商標に記載されているが、「商標の詳細な説明」には記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正は要旨変更とならないと考えられるので、この点を明記してはどうか。

また、位置商標の例²²と同様に、願書に記載した商標に記載されている標章と、「商標の詳細な説明」に記載されている標章が異なっている場合に、「商標の詳細な説明」に記載されている標章の記載を、願書に記載した商標

¹⁹ 現行審査基準第13.1.(2)(ア)①

²⁰ 現行審査基準第13.3.(2)(ア)

²¹ 現行審査基準第13.3.(3)(ア)a.及び(イ)a.

²² 現行審査基準第13.3.(3)(オ)a.

に記載されている標章に変更する補正（例えば、商標に記載されている標章は「窓」を表した立体的形状であるのに、「商標の詳細な説明」では「ドア」を表した立体的形状と記載している場合に、「商標の詳細な説明」の「ドア」の記載を「窓」に変更する補正）についても、要旨変更とならないと考えられるので、このような例について明記してはどうか。

改訂案（下線部） 現行審査基準 第13.3.

(3) 商標の詳細な説明又は物件の補正について

商標登録を受けようとする商標が特定されていない場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、補正後の商標の詳細な説明又は物件が、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に含まれているか否かによって判断するものとする。

商標登録を受けようとする商標が特定されている場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、その特定された範囲に補正後の商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かによって判断するものとする。例えば、音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項（演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。）は、商標の詳細な説明（願書に記載した商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び物件により特定されるため、その範囲に、補正後の商標の詳細な説明及び物件が含まれているか否かによって判断するものとする。

(7) 立体商標について

要旨変更とならない例は、例えば、次のとおりとする。

- a. 願書に記載した商標に記載されているが、商標の詳細な説明には記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正。
- b. 願書に記載した商標が、屋根、窓、壁から構成される店舗の外観を表す立体的形状であり、商標の詳細な説明では、屋根、ドア、壁から構成される店舗の外観を表す立体的形状である旨の記載がある場合に、商標の詳細な説明を、屋根、窓、壁から構成される店舗の外観を表す立体的形状である旨の記載へと変更する補正。

(7) その他

第5回商標制度小委員会において、位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標に関しても、商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合について、審査運用を慎重に検討すべきとされていた。

位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標については、商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合、標章が付される位置が明確に特定できないことから、現状の審査運用²³（商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合は、法第3条第1項柱書の要件を満たさない。）を変更する必要はないのではないか。

²³ 現行審査基準第1.2.9.(1)(イ)、商標審査便覧56.01（平成30.4改訂）、同54.01（平成30.4改訂）

3. 報告事項

上記の修正に加え、現行審査基準について、以下の技術的修正を行った。

(1) 「菓子」の記載の修正（法第4条第1項第11号）

ニース同盟専門家委員会第29回会合の結果を受け、類似商品・役務審査基準の次回改訂版（〔国際分類第11-2020版対応〕）から、「菓子」の商品表示を削除する予定であることを踏まえた記載の修正（法第4条第1項第11号の現行審査基準中の4. (2)(ア)①の例の「菓子」の記載の修正）

改訂案（下線部） 現行審査基準 第30

4. 結合商標の称呼、観念の認定及び類否判断について

(2) 結合商標の類否判断について

(ア) 結合商標の類否は、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合

指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

(例) 類似する場合

指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」

(解説)「スーパー」は、役務の質を表示する。

指定商品「せんべい」について、「銀座小判」と「小判」

(解説)「銀座」は、商品の産地・販売地を表示する。

(2) 標準文字と認められる例の修正（法第5条）

平成28年9月23日付けで指定された標準文字の変更に伴う例の変更（法第5条の審査基準中の3. (2)(ア)の例の修正）

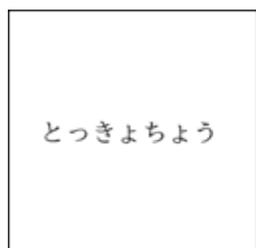
改訂案 現行審査基準 第4

3. 「標準文字」について

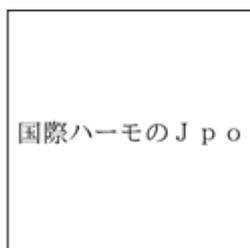
(1) (略)

(2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

(ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなければ複数用いることができる。

(3) 条文の修正（法第68条の28）

特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）に伴う
条文の修正（法第68条の28の現行審査基準中の条文を変更）

改訂案（下線部） 現行審査基準 第16 第68条の9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 20及び28(国際商標登録出願に係る特例)
第六十八条の九～第六十八条の二十（略）
第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は第十五条の三（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による通知を受けた後は、 <u>事件が審査、審判又は再審に係属している場合</u> に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。
2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

以上